

1. 社会への貢献

会員は地球環境への配慮、良好な住空間への求め、日本文化の発展と継承など社会の多様化された求めに応じられるよう、自らの分野において研鑽しモラル向上に努め社会の一員として意識の向上を図り、自らの行動が消費者や社会からの信頼と満足を得られるよう努める。

2. 知識・技術等の提供

会員は各分野での依頼者・相談者の立場に立ち、その依頼者・相談者の知識、経験及び環境に配慮し、相談者・依頼者に応じた対応を取り、誠意を持って自らの経験・知識・技術等を相談者・依頼者に提供するよう努める。

3. 消費者等との契約等

会員は自らの経験・知識・技術等により業務上、消費者と直接契約等がなされた場合（以下、事業会員という）、自主行動基準1及び2を遵守するほか、次に示す自主行動基準を守り、消費者の満足と信頼を得られるよう努めなければならない。

4. 消費者の満足向上

事業会員は住宅耐震化事業及びリフォーム等を希望する消費者の一層多様化した要求に応え、住み心地や資産価値が最大となるように、適切なアドバイスの提供を行うとともに、消費者の満足と信頼を得るように努める。

事業会員は消費者本位の考え方に立ち、その消費者の知識、経験及び財産の状況等に考慮し常にその消費者の理解度合を確認しながら説明をしなければならない。

5. 情報の提供

当会並びに事業会員は消費者が適切な選択と判断ができるよう、常に新しい情報を入手すると共に消費者の不利益になる事柄や、消費者の健康、安全に関わる事柄については常に十分な説明をし、適切な情報を提供する。

住宅耐震化事業及びリフォーム工事等の品質等に関する広告その他の表示については、消費者に誤解を与えることのないように、常に必要な情報を的確に提供することに努める。

当会は、この自主行動基準に係る事業者名をホームページ（URL：www.yashironokiwami.com）にて公開する。

6. 見積り、契約等の書面

事業会員は見積書、契約書・契約約款等につき正確でわかりやすい書面を取り交わすことはもとより、その内容を明確にし、十分な説明の上、消費者に誤解を与えることのないように努める。受注請負をするにあたっては、当該住宅耐震化事業及びリフォーム工事の内容を十分に理解した上で、特性、必要性および取引に関する条件等について消費者に正確に伝え合意を得る。

事業会員は消費者に対し事前に「内訳明細を記載した見積書」等を呈示し、それに基づきわかりやすく説明する。

判断力が不足する懸念のある消費者に対して勧誘活動を行う場合には、住宅耐震化事業及びリフォーム工事等の内容説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得るものとする。また、クーリング・オフの説明は正確・誠実に行う。

事業会員は設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を呈示するなどして正確に伝える。

当会は住宅リフォーム推進協議会ホームページに公開している諸様式に準拠したものを推奨する。

7. 工事に際しての配慮

事業会員は工事等に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、建物の安全と品質を確保し、効率よく作業を進め、近隣住民や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけぬように努める。

8. モラルの向上

事業会員は関係法令、当会の定款等に定められた事項を遵守し、さらに高い品性と見識を磨き誠実な行動でモラルを高める努力をするとともにその保持に努める。

消費者と接するにあたっては節度ある態度・姿勢を保つ。

事実を反して他社又は他社リフォーム工事等を誹謗するような言動は行わない。

実現不可能な約束や、会社として認めていない特約を結ぶことは行わない。

9. 技術・技能の研鑽

事業会員は消費者に満足と信頼を得られる様、住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。（事業会員の下請・関連企業についても同等とする。）

当会は事業会員並びに事業会員受注担当員等（社員及び関係者）に対する教育指導の徹底を期し、その資質の向上に努めるものとする。

当会は、事業会員の研鑽と技術向上を目指した部会を創設し、体系的な教育・研修プログラムを策定・実施する。

10. 人権の尊重

全ての人の人権を尊重した事業展開を図るものとする。

11. 環境への配慮

事業会員は消費者の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等、省資源・省エネルギー・リサイクルを推進・廃棄物の適正処理等を行い、地球環境に配慮した事業展開に努める。さらにこれら関連の情報提供にも努める。

12. 個人情報保護について

当会及び事業会員は、適法かつ公正な手段によって取得した消費者の個人情報を適正に取り扱うものとする。

当会及び事業会員は取得した消費者の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等を防止するため、必要な対策を講じて適切な安全管理を行うものとする。

「個人情報の保護に関する法律」およびその他の法令に定める場合を除き、あらかじめ消費者の同意を得ることなく第三者に提供することはしない。

当会及び事業会員は業務に必要な範囲内で消費者の個人情報を業務委託先へ、提供することがあるが、業務委託先については、適切に消費者の個人情報を取り扱う者を選定し、必要かつ適正な監督を行うものとする。

1 3. 苦情処理等の対応

事業会員は消費者にとってよき相談者となり、緊急事態が発生した場合や瑕疵等は迅速・誠実に対応せねばならない。当会は相談窓口を設ける。
万が一、事業会員の対応が不十分な場合には必要に応じ当会の役員が組織的に誠意をもって早期問題解決を図るように努める。なお、その当会受付窓口は、次の通りとする。

(窓口)

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ヤシロノキワミ
会名	特定非営利活動法人 社の極
設立年月日	平成19年12月12日
代表者氏名	中原 賢二
所在地	大阪市北区同心1-7-13-303
お問い合わせ窓口	06-4800-2720
メールアドレス	info@yashironokiwami.com
ホームページURL	www.yashironokiwami.com
窓口担当者	李 全啓

当会は本基準違反への対応や相談・苦情の実態を定期的に公開するものとする。
当会は事業会員が当自主行動基準に違反した場合は、改善勧告や権利の停止、除名等の処置を取る。また、当会はそれらの内容を公開する。

1 4. 基準の見直し

当会は、時代・社会背景を吟味し、本基準を一年ごとに見直すものとする。